

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|------------|----------|
| 南種子町 | 西海地区 | 令和2年11月19日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積 | 139ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 139ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 49ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 18ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 6ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 8ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

兼業農家と高齢農家が基盤整備未実施地域にさとうきび・澱粉原料用甘藷・ガジュツを主とした作目の作付を行っており、地域の中心となる経営体数が少ない。今後の地域の農業を支える担い手の発掘・育成と高齢農家の離農に伴う農地の耕作放棄地化の防止を行う必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域住民と各関係団体との連携を図り、地域の担い手となり得る農家の発掘・育成・農地のあつ旋を行うとともに、農地中間管理機構を通じた農地の貸借に伴う他地域で活躍する中心経営体への集積化がスムーズに行える体制整備を実施し、農地の保全に努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現耕作放棄地を解消することは、非常に労力を要する為、新たな耕作放棄地の発生防止に努める。西海地区においては、農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手への農地集約を推進を図る。